

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、当県においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響もあり、人口減少や高齢化の進行に歯止めがかからず、地域の担い手不足による集落の活力の低下、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃等、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然環境や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給のほか、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、県民はもとより、国民共有の財産であり、過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効するが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月25日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
総	務		大	臣	宛て
財	務		大	臣	
農	林	水	産	大	臣
国	土	交	通	大	臣

福島県議会議長 太田光秋